

介護予防支援及び第 1 号介護予防支援事業重要事項説明書

1 当法人が提供するサービスについての相談窓口、及び連絡先は次のとおりです。

ご不明な点は、遠慮なくなんでもおたずねください。

電話 0 7 7 4 - 5 5 - 5 1 8 0 （午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分まで）

2 事業所の概要

(1) 介護予防支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	城陽市北部地域包括支援センターひだまり
所在地	城陽市平川浜道裏 2 0 番地 1
介護保険指定番号	介護予防支援 2602800035
サービスを提供する地域	城陽市・北城陽中圏域

* 上記地域以外の方でもご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1 名(1)	—	事業所運営	1 名(1)
介護予防支援 担当職員	保健師	2 名	—	介護予防 マネジメント	2 名
主任 ケアマネジャー	介護支援専門 員	1 名	—	包括的・継続的 マネジメント	1 名
社会福祉士	社会福祉士	1 名	—	虐待防止・権利擁 護	1 名

() 内は兼務

(3) 営業時間

月曜日から土曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
----------	-------------------------

* 営業をしない日

① 年末年始（12月31日から1月3日まで）

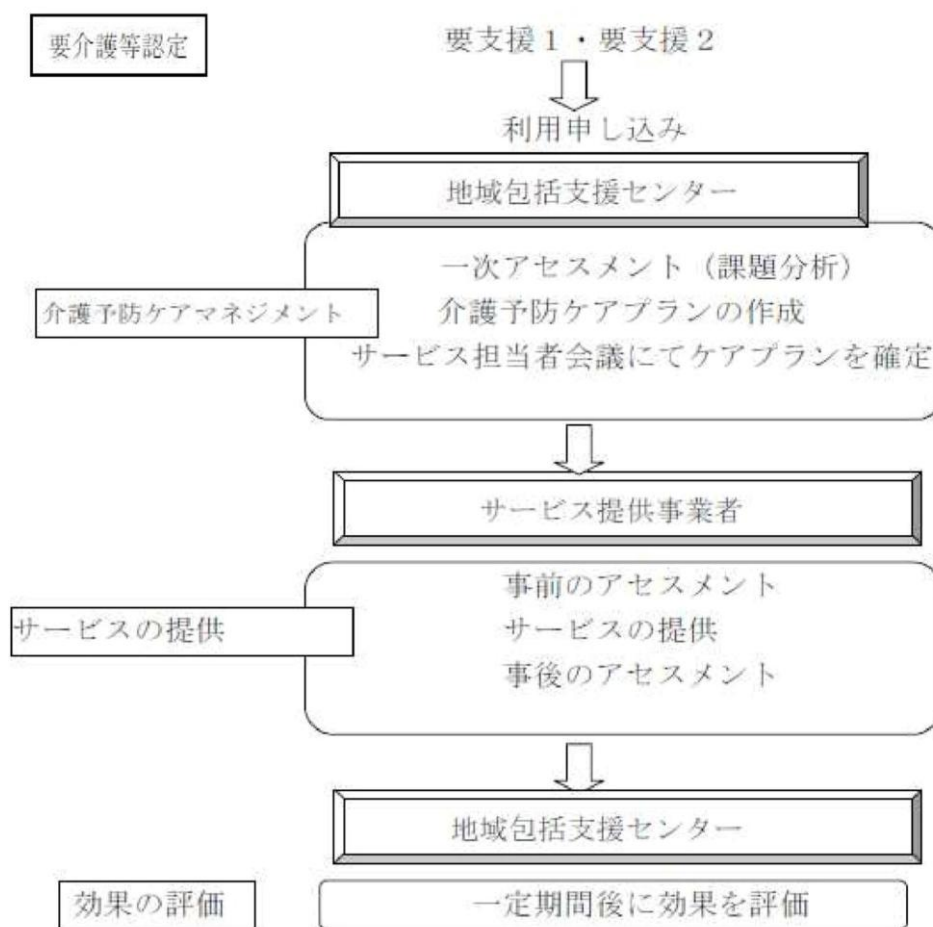
② 日曜日、祝日

3 サービス計画の作成等の委託について

当事業所は、サービス計画の作成事務、ご利用者宅へ訪問して行う経過観察及びこれらに付随する事務を居宅介護支援事業者に委託することがあります。

この場合、委託先の事業者名及び担当者の氏名をお知らせします。

4 介護予防支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



5 サービスの内容

- (1) 事業者は、利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、その上で利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス計画書を作成するとともに、これに基づいてサービス提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 介護予防支援及び第 1 号介護予防支援事業にあたっては、利用者の生活機能の状況等を勘案し、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつより効率的に提供されるよう尽力致します。
- (3) 介護予防支援及び第 1 号介護予防支援事業にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
公平中立性を担保する為に、利用者ならびにその家族にたいしては、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業者について、利用者の意思に基づいた契約が行われるよう、複数の事業者を紹介致します。
また、居宅サービス事業者を紹介した場合には、紹介した理由について説明致します。

- (4) 介護予防支援及び第 1 号介護予防支援事業にあたっては、疾病により、医療機関での治療、入院を要するに到った場合についても、住み慣れた地域や自宅で安心して療養を続け、暮らしを継続して頂けるよう、医療機関との連携促進に努めます。
- 利用者が介護保険医療系サービスの利用を希望された場合は、利用者の同意を得た上で主治の医師等に意見を求め、意見を求めた主治の医師に対してケアプランを交付させて頂きます。
- 居宅サービス事業所等から利用者の健康上に関わる問題を伝達された場合は、当該ケアマネジャー等は、把握した利用者の状態等について、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝達させて頂きます。
- 主治の医師ないしかかりつけ医療機関との連携、連絡を綿密に図ることを目的に、利用者が入院された場合には、当該医療機関に対して、担当ケアマネジャー等の氏名・所属等を連絡して頂くようお願い致します。
- (5) 事業者は、介護予防サービス計画書の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス計画書の実施状況を把握する共に、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービス計画書の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の介護予防サービス計画書の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

6 利用料金

(1) 利用料

要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日、城陽市の窓口へ提出しますと、払戻等を受けられます。4,605円（ただし、初めての月は3,063円加算されます。）

居宅介護支援事業所に連携した月は、上記に3,063円加算されます。

第1号介護予防支援事業の利用料は発生しません。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺い致します。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知すると共に、地域の他の介護予防支援事業者をご紹介致します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護予防支援担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背任行為を行いその改善が見込めない場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
この場合でも地域の他の介護予防支援事業者をご紹介致します。

8 当事業所の介護予防支援の特徴等

(1) 運営の方法

個人の尊厳を大切にし、利用者が住み慣れた地域で安心して快適な生活が営まれるよう、地域で信頼され、喜ばれるサービスの提供を、効率的で柔軟な経営をもって行なうことにより、城陽市における地域福祉の向上に寄与します。

(2) 介護予防支援の実施概要等

- ①城陽市指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び国から示された地域包括支援センター業務マニュアルに基づき実施します。
- ②ケアプラン原案作成を委託した場合は、介護予防の観点から原案の内容を点検、確認を行ない当事業所が作成するものと変わらないものとします。

9 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行ないます。

- (1) 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所内において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的で開催します。
- (3) 前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置します。

10 感染症予防、まん延防止の対策

事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所は、職員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 1 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する予防介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

1 2 サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所お客様相談・苦情担当 当事業所の介護予防支援に関するご相談・苦情および介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当：北部包括支援センターひだまり管理者 電話0774-55-5180

- (2) その他

当事業所以外に、城陽市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

城陽市役所高齢介護課 電話0774-56-4037

京都府国民健康保険団体連合会

介護保険課 介護相談係 電話075-326-1050

令和 年 月 日

介護予防支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<事業者名> 城陽市北部地域包括支援センターひだまり (指定番号 2602800035)

<所在地> 城陽市平川浜道裏20番地1

<代表者名> 社会福祉法人城陽福祉会 理事長 石田 實 ⑩

説明者 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援についての重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住所

氏名 ⑩

<代理人>

住所

氏名 ⑩

続柄

介護予防支援及び第 1 号介護予防支援事業に係る個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、城陽市北部地域包括支援センターひだまり（以下「事業所」という）が実施する介護予防支援及び第 1 号介護予防支援事業等の業務の実施に当たり、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用又は提供することに同意します。

1 使用する目的

- ・事業所が、介護保険法に関する法令に従い、私の介護予防サービス計画に基づき、指定介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合
- ・医療機関及びサービス事業者、城陽市等との連絡調整に必要となる場合
- ・利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合
- ・その他事業所が実施する業務において必要な場合

2 使用に当たっての条件

個人情報の提供は、1 に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業所が業務を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報(利用者基本情報)
- ・要介護認定・要支援認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会による判定結果
- ・基本チェックリスト、介護予防のための生活機能評価判定報告書
- ・介護予防サービス計画書、介護予防支援経過記録、介護予防支援・サービス評価表
- ・支援・対応経過シート、アセスメントシート
- ・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

4 使用する期間

事業所の利用を必要とする期間及び医療機関及びサービス事業者等の関係者と連携を必要とする期間まで

5 特記事項

事業所が介護予防支援及び第 1 号介護予防支援事業を指定居宅介護支援事業者に委託する場合、当同意書の「事業所」を「介護予防支援業務を委託する指定居宅介護支援事業者」に読み替えることができますものとしします。

令和 年 月 日

(あて先) 社会福祉法人城陽福祉会 城陽市北部地域包括支援センターひだまり
理事長 石田 實

【利用者】

住所

氏名

⑩

【上記代理人（代理人を選定した場合）】

住所

氏名

⑩

【利用者家族代表】

住所

氏名

⑩

